

令和元年7月30日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に
ついての環境の保全の見地からの意見について

令和元年7月1日付け元環管第215号で意見の求めのあったことについて、
別紙のとおり意見を述べます。

別紙

本事業は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、敦賀駅から新大阪駅までの区間について、新幹線鉄道の建設を行うものである。

本配慮書では、位置等に関する複数案とみなすものとして、芦生研究林等を回避した幅4～12kmのルート帯及び直径5～12kmの円形の範囲が事業実施想定区域として示され、また同区域における計画段階配慮事項の検討を行った結果がまとめられている。なお、本配慮書には、今後のルート検討における主な考慮事項も記載されている。

本配慮書に対する意見は以下のとおりである。

1 全般的事項

(1) ルートの位置等の絞込みについて

- 今後、本配慮書に示された事業実施想定区域から、事業が実施されるべき位置及び線路（地上、トンネル、橋梁等）・斜横坑・立坑・換気施設・駅など事業に係る施設等の構造・配置（以下「ルートの位置等」という。）を決定又は一定の範囲・形状に限定（以下「絞込み」という。）する際は、下記「2 個別事項」に十分配慮して検討すること。
- 本配慮書においては、幅を持ったルート帯及び円形の範囲が事業実施想定区域として示され、今後の方法書及び準備書の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業計画を絞り込んでいくこととされている。また、事業が実施されるべき位置だけではなく、地下構造物の有無など事業に係る施設等の構造・配置によっても環境影響が変化する。したがって、ルートの位置等の絞込みに当たっては、方法書以降の調査・予測・評価（以下「調査等」という。）や意見聴取等の手続で明らかになる環境影響についても回避又は極力低減するよう検討すること。
- 本配慮書手続で十分検討されていない環境影響について、方法書以降の手続で適切に調査等や意見聴取等を行えるよう、方法書及び準備書の作成に合わせて、本配慮書で示された事業実施想定区域から可能な限りルートの位置等の絞込みを行うこと。

(2) 手続の実施について

- 絞込みを行ったルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし、丁寧に説明すること。
- 工事中の環境影響について、可能な限り工事計画等を明らかにするとともに、地域の自然的状況及び社会的状況を十分把握した上で、工事中の環境影響に係る環境影響評価項目及び調査等の手法を適切に選定すること。

- 本事業の実施により地下水をはじめとする自然環境や地域住民の生活環境、文化財等、様々な環境要素に対する影響が想定されることから、適切な環境影響評価項目や調査等の手法の選定、地域住民に対する十分な説明・意見聴取の機会の確保等、方法書以降の 절차를丁寧に実施すること。また、方法書等の図書の作成に当たっては、適切に把握した地域特性を図表等に簡潔に示すとともに、専門家以外にも分かりやすいように記載すること。
- 本配慮書に対して地域住民から提出された意見について、今後の手続の実施に当たって十分勘案すること。

2 個別事項

(1) 大気質に対する影響

- 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質により大気質への影響が想定されることから、住居及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居及び要配慮施設」という。）の配置等の地域特性を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(2) 騒音・低周波音・振動の影響

- 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う騒音・振動により、住居及び要配慮施設の生活環境への影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 供用時の列車走行及び地上施設から発生する騒音・低周波音・振動について、トンネルの微気圧波も含め、住居及び要配慮施設の生活環境に対する影響が想定されるため、必要に応じて新幹線鉄道騒音に係る環境基準の適用対象外と想定される地域も含め、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(3) 水質・地下水・水資源に対する影響

- 工事に伴う排水や供用時の事業に係る施設等からの排水により、河川・地下水の水質・水量に対する影響が懸念されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 事業実施想定区域では、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えている。トンネル等の地下構造物の設置により地下水の流動及び水質への影響が想定されるため、積極的に専門家等の助言を受け、地下水利用地域及びその周囲の広い地域を対象として十分な調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。その際、地下水の流動及び水質の把握に

は不確実性が存在するため、環境保全措置や供用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施すること。

- 地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う、河川流量の減少、湧水量の減少・枯渇、周辺の希少な動物・植物の生息・生育地への影響が懸念されるため、河川流量、地域の重要な水源や湧水の位置及び状況、希少な動物・植物の生息・生育地等を十分把握した上で、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。また、近年、集中豪雨が多数発生していることから、方法書以降の手の実施に当たっては、可能な範囲で本事業による土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止という観点でも検討すること。

(4) 地形・地質に対する影響

- 本配慮書に記載されていない重要な地形・地質についても十分把握し、重要な地形・地質に対する影響を回避又は極力低減するよう検討するとともに、活断層等についても防災上の安全性の観点から検討すること。

(5) 文化財に対する影響

- 事業実施想定区域には歴史的・文化的に重要な多数の文化財が存在し、現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性がある。また、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流動変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響が想定されることから、本府及び関係市町の教育委員会と協議の上、十分に分布状況を把握し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。やむを得ず文化財を毀損する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し適正に記録保存を行うとともに、その成果を公開すること。

(6) 動物・植物・生態系に対する影響

- 事業実施想定区域及びその周辺には、希少な動物・植物の生息・生育地や、京都丹波高原国定公園、京都府歴史的な環境保全地域等が存在するため、これらの地域における動物・植物・生態系について、本府レッドデータリスト等を参照して十分に把握した上で、動物・植物・生態系に対する影響について適切に調査等を実施し、必要に応じて専門家の助言を受け、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 地上区間や山岳部トンネル区間の地上施設から発生する騒音・振動・排気により、周辺の動物・植物・生態系への影響が想定されるため、当該影響について適切に調査等を実施し、回避又は極力低減するよう検討すること。

(7) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- 山岳部トンネル区間も含めて地上施設の設置により、事業実施想定区域及びその周辺に存在する京都丹波高原国定公園、伝統的建造物群保存地区、京都府景観資産

登録地区、生物多様性保全上重要な里地里山選定地区等に係る景観資源への影響や同区域における人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(8) 廃棄物等による影響

- トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外搬出量を抑制するよう検討するとともに、発生土の保管や場外搬出に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を把握し、回避又は極力低減するよう検討すること。
- 工事中及び供用時に発生する廃棄物について、発生量の抑制及び発生した廃棄物の再生利用を検討すること。

(9) 温室効果ガス

- 工事及び供用に伴う温室効果ガスについて、可能な限り排出量を低減するよう検討すること。